

平成 22 年 5 月 27 日
内閣府大臣官房公文書管理課

公文書等の管理に関する法律と著作権法との調整について

1. 特定歴史公文書等に係る利用請求権への対応について

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）は、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、これにより「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的の一つとしており、これを実現するための手続きとして、同法第 16 条第 1 項の規定により、国立公文書館等の長は、国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等に対する利用請求があった場合には、利用制限事由に該当する場合を除き、利用（閲覧・写しの交付等）させなければならないこととされている。

※ これは、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的とする行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条に規定される行政文書の開示義務と、同様の仕組みとなっている。

また、公文書管理法においても、情報公開法と同様に公益上の理由による義務的開示を行う場合には、第三者保護手続が規定されているところ。（公文書管理法第 18 条。なお、公文書管理法においては、情報公開法のような公益上の理由による裁量的開示の規定はない。）

この公文書管理法の仕組みに基づいて利用請求者に供する特定歴史公文書等には、その一部に著作物が含まれる場合がありうる。この場合においても、公表権や複製権等の著作権法上の権利は本来保護されるべきものであることから、必要な調整措置を講ずるに際して、これらの権利を制限する場合には、必要最小限度の範囲とする必要がある。

以上のことから、著作者等の権利保護と公文書管理法の円滑な運用という二つの観点を踏まえ、下記のとおり、情報公開法と同様、著作権法との調整を行いたい。

○ 公表権

未公表著作物を含む特定歴史公文書等について利用に供する場合の調整（著作権法 18 条 3 項 1 号及び 2 号並びに 4 項 1 号及び 2 号と同旨）

（例）ある政策の普及啓発業務に関する特定歴史公文書等について利用請求があり、この中に、ポスターのデザイン公募の結果、採用されなかったポスター図案が含まれていた場合。

○ 氏名表示権

特定歴史公文書等を利用に供する場合に氏名を表示又は省略する場合の調整（著作権法 19 条 4 項と同旨）

（例）利用請求者に著作物を含む特定歴史公文書等を利用させるにあたって、著作者名が個人情報に該当することから、当該著作者名の表示を削除して利用に供する場合。

○ 複製権等

利用に関する諸権利との包括的な調整（著作権法 42 条の 2 と同旨）

（例）利用請求者に著作物を含む特定歴史公文書等の複製物を交付する場合や、録音・録画された著作物を含む特定歴史公文書等の利用にあたって再生する場合等。

○ その他

利用にあたって作成された複製物の譲渡及び目的外使用、出版権及び著作隣接権の制限に関する調整等（著作権法 47 条の 9、49 条 1 項 1 号、86 条 1 項及び 2 項、90 条の 2 の 4 項、102 条 1 項及び 9 項 1 号と同旨）

（例）利用請求者に出版物や実演等の録音・録画物を含む特定歴史公文書等の複製物を交付又は利用に供する場合等。

2. 特定歴史公文書等に係る永久保存への対応について

公文書管理法上、特定歴史公文書等については永久に保存しなければならないこととなった（公文書管理法 15 条 1 項）。

これに対応するため、国立公文書館等においては、あらかじめ特定歴史公文書等についてマイクロフィルム、デジタル画像等の複製物を作成し、これを積極的に利用に供することによって原本を保護し、特定歴史公文書等の永久保存を確保することが望ましい。

※この趣旨も踏まえ、特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき等には、その写し（複製物）を閲覧させる方法によりこれを利用させることができることとされている（公文書管理法 19 条）。

文書の劣化が進んでからの複製物の作成は著作権法 31 条 1 項 2 号により、また、利用請求のための複製物の作成は上述の「1」により行うことが可能であるが、公文書管理法の趣旨を踏まえれば、劣化や請求を待つことなく（利用の多いものから順次）複製物を作成して、利用者の利便を図りつつ、貴重な歴史公文書等の永久保存を確保していくことが必要であり、このための著作権法との調整を行いたい。

※なお、著作権法第 31 条 2 項においては、国立国会図書館が図書館資料の原本保護の観点から著作物を記録媒体に記録することができるとされているところ。